

第 2 回

熊本県議会

# 厚生常任委員会会議記録

平成30年4月26日

閉 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 2 回 熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成30年4月26日(木曜日)

午後1時58分開議

午後3時21分閉会

本日の会議に付した事件

平成30年度主要事業等説明

出席委員(8人)

委員長 高野洋介  
副委員長 岩本浩治  
委員 岩中伸司  
委員 岩下栄一  
委員 藤川隆夫  
委員 小早川宗弘  
委員 西 聖一  
委員 松野明美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 古閑陽一  
総括審議員  
兼政策審議監 渡辺克淑  
医 監 迫田芳生  
長寿社会局長 福田 充  
子ども・  
障がい福祉局長 柳田紀代子  
健康局長 田原牧人  
首席審議員  
兼健康福祉政策課長 沼川敦彦  
健康危機管理課長 厚地昭仁  
首席審議員  
兼高齢者支援課長 唐戸直樹  
認知症対策・  
地域ケア推進課長 柴田英伸

社会福祉課長 島川圭二  
子ども未来課長 吉田雄治  
子ども家庭福祉課長 木山晋介  
障がい者支援課長 永友義孝  
医療政策課長 岡崎光治  
首席審議員兼国保・  
高齢者医療課長 早田章子  
健康づくり推進課長 新谷良徳  
薬務衛生課長 大川正晃

病院局

病院事業管理者 三角浩一  
総務経営課長 緒方克治

事務局職員出席者

議事課課長補佐 篠田 仁  
政務調査課主幹 吉田 晋

午後1時58分開議

○高野洋介委員長 皆さんこんにちは。

ただいまから、第2回厚生常任委員会を開会いたします。

それでは、開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

第1回厚生常任委員会で委員長に選任いただきました高野洋介でございます。熊本地震から丸2年が過ぎたわけでございますけれども、いまだ復旧、復興は道半ばでございます。この委員会を通しまして、一日も早く復旧、復興が進むように精いっぱい頑張ってまいりたいというふうに思います。

今後1年間、岩本副委員長とともに、誠心誠意、円滑な委員会運営を心がけてまいりますので、どうぞ皆様よろしくお願いをいたします。

委員各位におかれましては、御指導、御鞭撻をよろしくお願ひいたします。

また、健康福祉部長、病院事業管理者を初めとする執行部の皆様方におかれましても、御協力のほどよろしく願いをいたします。

簡単ではございますが、挨拶にかえさせていただきます。

続きまして、岩本副委員長から御挨拶をお願いいたします。

○岩本浩治副委員長 皆さん、こんにちは。第1回厚生常任委員会で副委員長に選任いただきました岩本浩治でございます。今後、この1年間、高野洋介委員長を補佐し、一生懸命、円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

また、委員各位、執行部の皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、御挨拶にかえさせていただきます。

○高野洋介委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の委員会は、執行部を交えての初めての委員会でありますので、執行部の幹部職員の自己紹介をお願いいたします。

なお、自己紹介は、課長以上について自席からお願いいたします。

また、審議員、課長補佐等につきましては、お手元の説明資料中の役付職員名簿により紹介にかえたいと思います。

それでは、健康福祉部、病院局の順でお願いいたします。

（健康福祉部長～薬務衛生課長、病院事業管理者～総務経営課長の順に自己紹介）

○高野洋介委員長 1年間、このメンバーで審議を行いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、主要事業等の説明に入りますが、質疑につきましては、執行部の説明を求

めた後、一括して受けたいと思います。

なお、審議を効率よく進めるために、執行部の説明は、着座のままで簡潔にお願いをいたします。

まず、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から資料に従い説明をお願いいたします。

初めに、古閑健康福祉部長。

○古閑健康福祉部長 平成30年度の健康福祉部の主要事業等につきまして御説明を申し上げます。

熊本地震発災から2年が経過しましたが、健康福祉部では、被災者の方々の早期の生活再建に向け、さまざまな支援に取り組んでおります。平成30年度も引き続き、これまでの取り組みをさらに加速化させ、被災者お一人お一人に寄り添った支援をより一層進めてまいります。

それでは、平成30年度の主な施策について、4項目に分けて御説明をいたします。

初めに、住まいの再建支援についてです。

これまで、4つの住まいの再建支援策の周知に努めてまいりましたが、今後、さらに再建を加速化させるため、再建が難しい高齢者や障害のある方に対して、福祉施策に精通した専門家による相談体制を整備し、さまざまな施策も活用しながら支援を充実させてまいります。

また、被災者の皆様にわかりやすく情報を伝えるため、リバースモーゲージ型融資などの周知を工夫してまいります。

住まいの再建支援については、この1年が非常に重要と考えております。今後も、被災者の皆様の住まいの再建が一日も早く実現できるよう、取り組みを進めてまいります。

2つ目は、結婚、妊娠、出産、子育て支援についてです。

第3子以降の保育料等の無償化の対象年齢を3歳から就学前まで拡大し、対象施設とし

て新たに幼稚園を加えることといたしました。これにより、子育て世帯から最も要望が多い経済的負担の軽減を図り、子育て支援の充実に努めてまいります。

また、保育士のキャリアアップ研修等を通じて、保育士等の処遇改善や、昨年度実施した子どもの生活実態調査の結果を踏まえ、市町村と連携し、子供の貧困対策を進めてまいります。

3つ目は、高齢者や障害児者への支援についてです。

高校生の資格取得支援など人材の新規参入を促進し、福祉・介護分野の人材確保に取り組むとともに、各地域に在宅医療センターを設置し、県内全域で在宅医療を推進してまいります。

また、新たに医療的ケア児等への支援として、保健、医療、福祉等の関係機関との連携体制の構築に取り組んでまいります。

4つ目は、保健、医療の推進についてです。

県民の健康寿命の延伸に向けて、第4次くまもと21ヘルスプランに基づき、企業、団体への健康経営の推進等に取り組んでまいります。

また、医師が不足する地域における医師確保を図るとともに、看護師等修学資金の貸与者が僻地等で就業することを促進する取り組みを進めてまいります。

このほか、化血研の事業譲渡の受け皿となる新会社への出資を行うとともに、殺処分ゼロを目指す動物愛護の取り組みを加速化してまいります。

また、平成30年6月の住宅宿泊事業法の施行に伴い、いわゆる民泊を営む者への指導監督等を適切に行ってまいります。

以上、特別会計を含む健康福祉部の平成30年度の予算総額は、3,588億4,000万円余となり、平成29年度当初予算と比較しますと、1,889億3,000万円余の増額、約2.1倍の増と

なります。

増額となった主な要因は、4月から県が国保の財政運営の責任主体となることに伴い、市町村への交付金や関係機関への納付金、拠出金など、新たに1,923億9,000万円余を平成30年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算に計上したことによるものでございます。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○高野洋介委員長 引き続き、各課長から説明をお願いいたします。

○沼川健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

平成30年度主要事業及び新規事業の2ページをお願いいたします。

健康福祉政策課で掲載しております事業は、全て震災対応や4カ年戦略、新規事業ですので、順次全てを説明させていただきます。

2ページは、全て震災対応分でございます。

まず、項目の1つ目、災害救助対策の推進です。

右側の説明欄をごらんください。

1、災害救助事業につきましては、熊本地震の被災者に対して、災害救助法に基づき、主にみなし仮設住宅の賃借料等の経費を計上してございます。

2、災害弔慰金事業は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、熊本地震の被災者に対する災害弔慰金等を支給する市町村への負担金になります。

項目の2つ目は、被災者支援の推進です。

真ん中の説明欄の1、地域支え合いセンター運営支援事業は、被災者の日常生活を支え、早期の生活再建を支援するために、市町村が設置する地域支え合いセンターの活動経

費を助成するものです。

2の被災者支援広報事業は、新規事業になります。被災者の住まいの再建支援策や健康維持などに関する情報を、きめ細やかに提供を行う広報経費になります。

項目の3つ目は、「すまい」の再建支援です。

説明欄の1、住まいの再建支援の(1)住まいの再建加速化事業は、応急仮設住宅入居者等の住まいに関する相談支援体制の整備に関する経費でございます。

(2)住まいの再建支援事業は、被災者が一日も早く恒久的な住まいを再建されるように、リバースモーゲージなど借入金の実施助成を行うものです。

3ページをお願いいたします。

項目の4つ目は、地域福祉の推進です。これ以降は震災以外の事業になります。

説明欄の1、地域福祉計画推進・支援事業は、平成28年3月に策定した第3期熊本県地域福祉支援計画に基づく地域福祉の推進を図る事務経費を計上しております。

2の地域の縁がわづくり推進・支援事業は、子供、高齢者、障害者など、誰もが身近な場所で気軽に集い、支え合う地域の拠点である地域の縁がわや、地域の縁がわに宿泊サービスの機能をあわせ持つ地域ふれあいホームの取り組みを促進するものです。

3の地域福祉総合支援事業は、これら地域の縁がわ等の施設整備や地域福祉支援計画の推進に寄与する事業等に助成をするものです。

4つ目のくまもと暮らし安心システム推進事業は、地域包括ケアシステムと健康づくりや、活躍、就労の取り組みを一体的に進めるくまもと暮らし安心システムの推進に要する経費について、市町村等に助成を行うものです。

最後の項目、保健・医療の推進は、説明欄に記載のとおり、医薬品産業基盤維持・拠点

づくり推進事業です。新規事業になります。化血研の事業譲渡の受け皿となる新会社に対する県の出資4億円でございます。

健康福祉政策課は以上でございます。

○厚地健康危機管理課長 説明資料の4ページから5ページで説明させていただきます。

当課では、大きく分けると、4つの分野に沿って事業を進めております。それは、左の項目に書いてございますが、健康危機管理対策、感染症対策、食品の安全確保対策、動物の愛護管理であります。その主要なものにつきまして御説明させていただきます。

ではまず、健康危機管理対策の推進でございます。

感染症や食中毒などの県民の健康を脅かす健康危機事案に迅速に対応するため、関係機関との連携を強化するとともに、保健所等も含め訓練や研修等を行うとともに、原因究明や拡大防止に向けた職員育成に取り組むものでございます。

続きまして、感染症対策の推進でございます。

1の感染症発生動向調査事業及び感染症予防事業費でございます。

感染症の発生予防や蔓延防止を図るため、感染症の情報収集、解析を行い、県民や医療機関への公表を行うとともに、感染症発生時には疫学調査や病原体の検査を行うものでございます。

2の肝炎対策事業でございますが、これは、B型肝炎やC型肝炎の患者の方々の治療に伴う医療費の助成でありますとか、肝炎ウイルス検査の実施、肝炎に関する正しい知識の啓発や患者支援などの取り組みを進めるものでございます。

3の結核患者医療費、結核対策特別促進事業費及び結核検診事業でございます。

結核患者が発生した場合、迅速に患者等に接触された方の調査、健診を実施いたしまし

て感染拡大防止に努めるとともに、感染症法に基づき、入院勧告を行った際の医療費について公費負担を行うものでございます。

続きまして、4の新型インフルエンザ対策費でございます。

熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づきまして、新型インフルエンザの発生に備えて、初動体制の訓練、研修を進めてまいるものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

食品の安全確保対策の推進でございます。

2の管理・運営費（食肉衛生検査所機能整備事業）でございます。

こちらにつきましては、平成29年度から、食肉衛生検査所の老朽化及び機能強化のための施設整備に着手しておりまして、その設計委託及び工事に必要な経費でございます。

3の食品営業監視事業でございます。

国が東京オリンピックまでに導入するとしております国際標準の食品管理手法であります——HACCPと申しますけれども、このHACCPの普及啓発を図るとともに、導入に向けた支援を行うものでございます。

続きまして、動物の愛護管理の推進でございます。

1の犬取締事業及び動物愛護管理事業でございます。

県の保健所や動物愛護センターにおきます犬や猫の引き取り、捕獲、譲渡及びふれあい方教室など、動物愛護及び管理を行う事業でございます。

2の動物愛護推進事業及び動物愛護センター維持補修費でございます。

昨年度、第3次熊本県動物愛護推進計画というものを策定しておりますけれども、これに基づきまして、殺処分ゼロを目指す動物愛護の取り組みを行うための経費でございます。

健康危機管理課は以上でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○唐戸高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

主な事業を御説明いたします。

説明資料の6ページをお願いいたします。

まず、元気高齢者に対する取り組みでございます。

1つ目は、高齢者の生きがいと健康づくりの推進でございます。

(1)明るい長寿社会づくり推進事業は、熊本さわやか長寿財団が実施する高齢者の生きがいや健康づくりの普及啓発や、高齢者のスポーツ・文化交流事業等に要する経費について助成するものでございます。

(2)の高齢者能力活用推進事業は、高齢者の無料職業紹介事業に要する経費を助成するものでございます。

続きまして、2の老人クラブ活動の推進でございます。

こちらは、県や市町村の老人クラブ連合会の活動経費の助成を行いますとともに、ひとり暮らし高齢者宅を訪問し、話し相手や日常生活援助などを行うシルバーヘルパーの養成などを行うものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

7ページの項目は、要介護高齢者等に対する取り組みでございます。

1つ目は、介護基盤整備でございます。

(1)の介護基盤緊急整備等事業は、介護保険の事業計画などに基づきまして、市町村が行う地域密着型特別養護老人ホームなどの介護基盤の整備に要する経費について助成するものでございます。

(2)老人福祉施設整備等事業につきましては、社会福祉法人などが実施する特別養護老人ホーム等の耐震改修に要する経費について助成するものでございます。

2つ目でございますが、施設開設準備経費

助成特別対策事業でございます。

こちらは、特別養護老人ホームなどの開設に必要な人件費や広報費等の準備経費について助成するものでございます。

1つ飛びまして、4つ目でございます。

軽費老人ホーム事務費補助事業でございます。

こちらは、軽費老人ホーム設置者が行います利用料の一部減免に要する経費について助成するものでございます。

引き続きまして、8ページをお願いいたします。

8ページは、介護人材の確保でございます。

(1)介護人材確保対策推進事業は、介護職の魅力などの広報啓発や定着支援のためのセミナーなどに要する経費について助成するものでございます。

続きまして、介護アシスタント育成事業は、介護補助職導入の取り組みに要する経費について助成するものでございます。

その次、(3)介護職員勤務環境改善支援事業につきましては、介護ロボットを導入する経費について助成を行うものでございます。

続きまして、介護人材キャリアパス導入等支援事業につきましては、介護事業者に対しまして、キャリアパスの導入や介護職員処遇改善加算取得のための支援を行うものでございます。

(5)福祉人材緊急確保事業は、福祉系学科で学ぶ高校生の資格取得に要する経費についての助成や、中学校への出前講座や職場体験、就業相談等による若者の参入促進や定着支援に取り組むものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

9ページ、(6)でございます。外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業でございます。

こちらは、EPA、経済連携協定に基づき

ます外国人介護福祉士候補者の学習支援に要する経費について助成するものでございます。

最後、(7)でございますが、介護福祉士修学資金等貸付事業費補助でございますが、こちらは、介護福祉士等の資格取得のための修学資金や離職した介護人材の再就職準備金の貸付原資について助成を行うものでございます。

高齢者支援課は以上でございます。

○柴田認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

説明資料の10ページをお願いします。

主なものを説明させていただきます。

まず、項目欄、認知症施策の推進についてでございます。

説明欄をお願いします。

(1)認知症診療・相談体制強化事業は、認知症疾患医療センターの運営など、認知症の医療体制や関係機関の連携体制、認知症に関する相談体制の充実強化を推進するものでございます。

(2)精神科病院による一般病院認知症対応力向上支援事業につきましては、新規事業でございます。一般病院の認知症対応力向上のために、精神科病院が行う研修等の支援に要する経費について助成するものでございます。

飛びまして、(5)認知症サポーターアクティブチーム支援事業でございます。

認知症サポーターの養成、積極的にサポーター活動を行っている団体の認定、サポーターの活動活性化に要する経費について助成するものでございます。

説明資料の11ページをお願いいたします。

次に、項目欄、地域包括ケアの推進について御説明させていただきます。

説明欄をお願いします。

(3)在宅医療・介護連携支援事業ござい

ます。

関係団体等との連携調整会議の開催など、市町村が実施する在宅医療介護連携への取り組み支援を行うものでございます。

(4)在宅療養・看取り支援事業は、新規事業でございます。在宅での療養生活やみとりを支援する医療・介護専門職の人材育成、県民に対する普及啓発を行うものでございます。

(5)在宅医療センター事業につきましては、新規事業でございます。在宅医療の推進に向け、地域の在宅医療センターの設置等の取り組みに要する経費について助成するものでございます。

説明資料の12ページをお願いします。

説明欄をお願いします。

(8)介護予防・日常生活支援総合事業の促進に向けた市町村支援事業についてです。

総合事業の推進に向けた市町村職員等に対する研修やコーディネーター養成に要する経費、民間事業者等が行う生活支援サービスの活動費について助成するものでございます。

(9)中山間地域等創生による地域包括ケア推進事業でございます。

中山間地域等の条件不利地域において、市町村等が行う在宅サービスの提供体制の検討、整備に要する経費について助成を行うものでございます。

説明資料の13ページをお願いします。

項目欄、市町村介護保険事業の円滑な推進について御説明させていただきます。

説明欄をお願いします。

(1)から(3)の事業は、いずれも市町村に対する法定負担金、交付金でございます。

(4)介護保険財政安定化基金事業につきまして、この事業につきましては、介護保険法に規定する介護保険財政安定化基金の償還金及び運用利息を積み立てる事業でございます。

(5)第7期介護保険事業計画支援事業は、

第7期市町村介護保険事業計画の推進及び業務の効率化に向けた市町村研修会を開催するものでございます。

認知症対策・地域ケア推進課は以上でございます。

○島川社会福祉課長 社会福祉課でございます。

説明資料の14ページをお願いいたします。

まず、生活困窮者に対する取り組みでございます。

説明欄1の生活保護の適正実施のうち、(1)生活保護適正実施推進事業は、生活保護制度の適正な実施を確保するため、福祉事務所が行う収入資産調査やレセプト点検等の適正化の取り組みを推進するものです。

(2)福祉事務所費は、保護の実施、決定を行っている県福祉事務所における生活保護業務に要する経費でございます。

2の扶助費の(1)生活保護費、(2)生活保護県費負担金は、生活保護受給者に対する生活扶助や医療扶助等に要する経費でございます。

15ページをお願いいたします。

3の生活困窮者に対する自立支援でございます。

(1)生活困窮者総合相談支援事業は、生活困窮者自立支援法に基づく事業でございます。生活困窮者に対して、自立相談支援窓口において総合的な相談支援や自立のためのプラン策定を行うものです。

(2)生活困窮者自立支援プラン推進事業は、(1)の事業で策定されました支援プランに基づき、家計相談や子供の学習支援等を行うものです。

(3)矯正施設等退所者社会復帰支援事業は、障害者や高齢者など福祉的支援を必要とする刑務所等退所者の支援を行うものでございます。

(4)生活保護世帯からの進学応援資金貸付

事業は、生活保護世帯の子供が大学等へ進学することを応援するために生活資金の貸し付けを行うものです。

(5)生活福祉資金貸付事業費、(6)日常生活自立支援事業は、県社会福祉協議会に対する助成でございます、(5)の事業は、生活福祉資金の貸付事務に要する経費について助成、(6)の事業は、高齢等で判断能力が十分でない方の福祉サービスの利用援助等の実施経費について助成するものです。

16ページをお願いいたします。

戦没者等の援護でございます。

説明欄1の遺家族等に対する援護のうち、(1)特別給付金等支給事務費は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の裁定等に要する事務費でございます。

(2)引揚者等援護事務費、(3)引揚者等援護扶助費は、永住帰国された中国残留邦人の方に対する通訳派遣などの自立支援や支援給付金の支給を行うものです。

次に、社会福祉施設等の指導監査等でございます。

社会福祉施設指導監査事業は、社会福祉法人及び社会福祉施設の適正な運営を確保するため、関係法令に基づき指導監査を実施するものです。

社会福祉課は以上でございます。

○吉田子ども未来課長 子ども未来課でございます。

17ページをお願いいたします。

まず、教育・保育サービスの充実及び地域における子育て支援でございますが、1から6に記載の事業は、子供の保育等に関する事業でございます。

まず、1の子どものための教育・保育給付費につきましては、私立保育所、認定こども園等に対する給付費に係る県負担金、2の市町村保育施設運営費補助につきましては、延長保育や病児・病後児保育事業等の補助事

業、3につきましては、保育士等のキャリアアップのための研修実施経費でございます。

4の多子世帯子育て支援事業につきましては、第3子以降の保育料の補助事業でございます、今年度は、対象年齢を3歳未満児から就学前までに拡充し、対象施設に幼稚園も追加しております。

5の子育て支援強化事業費補助金につきましては、在宅における子育て支援のための地域子育て拠点等への補助事業、6につきましては、保育所等での保育士の確保を図るため、修学資金貸し付けや再就職支援の経費、保育補助者の雇い上げに要する助成経費でございます。

裏面の18ページをお願いいたします。

7から9は、私立幼稚園関係の事業でございます。

まず、7につきましては、私立幼稚園の人件費等の経常経費の助成、8につきましては、障害児に対する特別支援教育に要する経費の助成、9につきましては、認定こども園等における設備整備など教育支援体制整備の助成でございます。

次の10、11につきましては、放課後児童クラブ関係の事業でございます。

10につきましては、放課後児童クラブの運営経費についての助成、11につきましては、施設整備の経費について助成するものでございます。今年度の施設整備は、5市町で11カ所を予算措置しております。

12は、地域ぐるみの子育て支援を推進するため、子育てトークや子育て応援の店の登録等を行っているものでございます。

次に、19ページをお願いいたします。

結婚、妊娠、出産、子育てのステージに応じた切れ目のない支援として、結婚支援や母子保健施策を記載しております。

まず、1のくまもと結婚応援市町村連携推進事業につきましては、市町村等と連携した結婚支援の取り組みに要する経費、2及び3

につきましては、希望する妊娠、出産の実現のための不妊治療の助成や早産による低出生体重児の出生を防止するための補助事業でございます。

最後に、4、5につきましては、乳幼児の疾病の早期治療を促進するため、あるいは小児慢性特定疾病にかかっている児童等の健全育成のため、医療費の助成等を行うものでございます。

子ども未来課は以上です。

よろしくお願ひいたします。

○木山子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課です。

説明資料の20ページをお願いいたします。

まず、要保護児童対策として、1、子ども虐待防止総合推進事業を上げております。

これは、児童虐待の防止や被虐待児への支援等のため、児童相談所を中心に、虐待の発生防止、早期発見、早期対応など、児童虐待対策を推進するとともに、市町村や警察等関係機関との連携強化を図るものです。

次に、2、里親推進事業は、家庭での養育に欠ける児童を家庭的な環境のもとで養育する里親制度の普及啓発を図るほか、児童相談所に配置しております里親委託等推進員による里親支援や里親委託を推進するものです。

3、児童養護施設等及び里親委託に係る措置費は、保護を必要とする児童の養育を児童養護施設や里親に委託した際、必要となる経費を負担するものです。

4、清水が丘学園整備のあり方検討事業は、新規事業となります。

これは、児童自立支援施設である清水が丘学園について、施設の老朽化や国の方針であるケア形態の小規模化に対応するため、当該施設の整備のあり方を検討するものです。

次に、子ども、若者への支援として、子ども・若者総合相談センター事業を上げております。

これは、ニート、不登校、ひきこもりなど、社会的自立が困難な子供や若者を支援するため、第1次相談窓口となる子ども・若者総合相談センターに対し、電話や来所による相談事業等、運営委託をするものでございます。

次に、21ページをお願いいたします。

ひとり親家庭等福祉の推進の1、ひとり親家庭等学習支援・交流事業は、公民館や社会福祉施設等を活用して、学習機会が十分確保できていないひとり親家庭等の子供に対し、地域の学習教室等を実施し学習支援を行うものです。

2、母子父子寡婦福祉資金貸付事業は、ひとり親家庭等の経済的自立を支援し、子供たちの福祉の向上を図るため、無利子または低利子で修学資金や生活資金等の各種資金の貸し付けを行うものです。

次に、DV対策の推進、1、DV対策については、若年層に対するDV未然防止教育等の啓発、DV被害者等からの相談対応、被害者の保護、自立支援等の取り組みを行うものです。

2、DV被害者総合支援・加害者対応モデル事業は、一時保護後のDV被害者に対する総合的な支援を行うため、加害者対応を含めたDV被害者支援マニュアルの作成等をモデル的に実施するものです。

最後に、子どもの貧困対策の推進の子どもの貧困対策推進事業は新規事業となります。

昨年度実施をいたしました子どもの生活実態調査の結果を踏まえ、子供の貧困対策を推進するため、関係機関による連携会議の開催や貧困問題に対する県民への啓発イベントの実施、さらには市町村における子供の貧困対策の取り組みを支援するものです。

子ども家庭福祉課は以上です。

よろしくお願ひいたします。

○永友障がい者支援課長 障がい者支援課で

ございます。

資料の22ページをお願いいたします。

主なものを説明させていただきます。

まず、被災者の心のケアについてでございます。

説明欄1のこころのケアセンター運営事業は、精神保健福祉センター内に設置しております熊本こころのケアセンターにおいて、熊本地震による被災者の相談支援などを行うものでございます。

1つ飛びまして、次に、差別の解消及び権利擁護の推進についてでございます。

説明欄1の障害者条例推進事業は、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例に基づき、普及啓発、県民からの相談への対応などを行うものでございます。

2の障害者虐待防止対策支援事業は、虐待への迅速な対応、未然防止及び早期発見等を図るため、関係機関に対する研修や普及啓発に取り組むものでございます。

次に、保健医療体制の充実についてでございます。

説明欄1の熊本地震を踏まえた自殺予防等対策推進事業は、相談支援や自殺予防にかかわる人材の養成などを行うものでございます。

2の精神科救急医療体制整備事業は、県内の精神科病院による夜間、休日における診療体制の整備や相談対応等を行うものでございます。

23ページをお願いいたします。

2つ飛びまして、5の発達障がい者支援医療体制整備事業は、身近な地域で発達障害を診療できる医師を確保するとともに、小児科医、精神科医の連携により、受診までの待機時間の短縮や診療できる医療機関の充実を図るなど、医療体制を整備するものでございます。

6の依存症対策推進事業は、アルコール等の各種依存症患者やその家族が地域において

適切な治療と支援を受けられるよう、依存症相談拠点機関を精神保健福祉センターに整備するものでございます。

次に、地域生活支援の充実についてでございます。

説明欄1の障害福祉サービス費等負担事業は障害者について、2の障害児施設給付費等支給・障害児施設措置事業は障害児について、それぞれ施設入所や在宅サービス等に係る県の負担金でございます。

24ページをお願いいたします。

1つ飛びまして、4の発達障がい者支援センター事業は、県内2カ所に設置しております発達障がい者支援センターにおいて、相談支援や研修等を行うものでございます。

5の新規事業でございます。医療的ケア児等支援事業は、地域で必要な支援を受けられよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携体制を構築するとともに、適切な支援が行える人材を養成するものでございます。

6のひきこもり対策推進事業は、精神保健福祉センター内にひきこもり地域支援センターを設置し、ひきこもりの本人や家族等への相談支援、普及啓発などを行うものでございます。

次に、社会参加の推進についてでございます。

説明欄1の遠隔手話通訳サービス事業は、タブレット端末等の情報通信機器を活用し、聴覚障害者に遠隔で手話通訳サービスを実施するものでございます。

25ページをお願いいたします。

2の障がい者在宅就業支援体制構築モデル事業は、企業等に就業が困難な障害者を支援するため、情報通信技術を活用した在宅就業支援体制を構築するものでございます。

1つ飛びまして、4の2020東京パラリンピック選手育成・強化推進事業は、出場可能性の高い選手を集中的に育成強化を図るものでございます。

最後になります。5のやさしいまちづくりの推進は、高齢者や障害者等の社会参加を促進するため、障害者等用駐車場の利用証であるハートフルパス制度の推進や、平成29年に導入しましたヘルプカードの普及啓発等を行うものでございます。

障がい者支援課は以上でございます。

○岡崎医療政策課長 医療政策課です。

26ページをお願いいたします。

医師確保総合対策の1、通勤困難医療従事者支援事業は、阿蘇地域の医療機関を対象に、道路の積雪や凍結等により通勤や帰宅が困難となった医療従事者の宿泊費について助成を行うものです。

2の寄附講座開設事業は、熊本大学医学部に寄附講座を設け、地域医療を担う医師の養成や地域への派遣に取り組むものです。

3の医師修学資金貸与事業は、知事が指定する医療機関で一定期間就業することを条件に、返還を免除する修学資金を熊本大学の医学生等に貸与する事業です。

27ページをお願いいたします。

看護職員確保対策です。

1の地域医療提供体制回復総合対策事業は、救急や周産期等の高度医療に従事する看護職員の離職を防止するため、被災病院が職員を在籍出向の形で県内外の医療機関に派遣する場合の人件費を助成する事業です。

2の看護職員確保総合推進事業は、看護師のキャリアアップ支援や院内保育所の運営費助成、ナースセンター事業による就労支援等を行うものです。

5の看護師等修学資金貸与事業は、知事が指定する医療機関で一定期間就業することを条件に、返還を免除する修学資金を看護学生に貸与する事業です。

28ページをお願いいたします。

災害・救急医療対策の1、災害医療体制整備事業は、災害時の医療救護活動に関する地

域の体制強化に向けまして、地域災害医療コーディネーターの養成研修等を行う事業です。

2のヘリ救急医療搬送体制推進事業は、ドクターヘリと防災消防ヘリ2機による熊本型ヘリ救急医療搬送体制を推進するため、ドクターヘリの運航等について助成する事業です。

次に、へき地医療対策の1、へき地医療施設運営費補助は、県内の僻地診療所と僻地医療拠点病院の運営費等に対する助成でございます。

29ページをお願いいたします。

小児・周産期医療対策の2、熊本県小児在宅医療支援センター運営事業は、医療的ケアが日常的に必要な子供たちのNICU等からの退院を円滑に進めるため、小児在宅医療センターを運営する熊大病院に対して助成するものでございます。

歯科医療対策の1、医科歯科病診連携推進事業は、歯科診療を実施していない回復期の病院と地元の歯科医の連携を促進するための協議会の開催や関係者の研修等を行う事業です。

30ページをお願いいたします。

医療提供体制の充実の1、地域医療構想推進事業は、平成29年3月に策定いたしました地域医療構想を推進するため、県レベルと各地域レベルで調整会議を設置し、効率的で質の高い医療提供体制を構築するための方策を協議するための費用です。

2の病床機能転換・強化事業は、県内で将来不足が見込まれる病床機能に転換する医療機関に対しまして、転換に必要な施設や設備に要する経費の助成を行うものです。

3の地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業は、質の高い医療・介護サービスを提供するため、ICTを活用し、県内の医療機関、訪問看護ステーション、薬局及び介護施設等をネットワークでつなぐくまもとメディ

カルネットワークを構築する事業で、事業主体である県医師会に対して助成を行うものです。

医療政策課は以上でございます。

○早田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

資料の31ページをお願いいたします。

主なものを御説明申し上げます。

国民健康保険制度安定化対策でございます。

説明欄1の国民健康保険助言指導等事業は、国保事業の運営が健全に行われるよう、保険者等に対して必要な助言等を行うものでございます。

次に、2の国民健康保険制度安定化対策事業、保険基盤安定県負担金は、市町村が行う低所得世帯の保険料（税）の軽減に要した費用等を負担するための県負担金でございます。

次に、説明欄一番下の国民健康保険事業特別会計繰出金でございます。

これは、国保法の規定に基づき、次のページで説明いたします国民健康保険事業特別会計へ繰り出しを行うものでございます。

32ページをお願いいたします。

国民健康保険の事業運営についてでございます。

平成30年度から、県が財政運営の責任主体となったことに伴い、新たに設置した特別会計における事業となります。

説明欄1の国民健康保険保険給付費等交付金は、保険医療機関等に支払う保険給付費、その他国民健康保険事業の実施に要する費用について、市町村に交付金を交付する事業でございます。

次に、2の社会保険診療報酬支払基金納付金は、後期高齢者支援金等を社会保険診療報酬支払基金へ納付するものでございます。

3の特別高額医療費共同事業拠出金は、著

しく高額な医療費の発生による財政リスクを軽減するために、国民健康保険中央会が行う特別高額医療費共同事業に対する拠出金を納付するものです。

次に、4の国民健康保険事業運営費は、市町村との会議や県による保険給付の点検の実施等に係る事業費でございます。

33ページをお願いいたします。

後期高齢者医療対策でございます。こちらは、後期高齢者医療制度の安定化のための県負担金でございます。

(1)の医療給付費県負担金は、後期高齢者医療に要した費用について、(2)の保険基盤安定県負担金は、低所得者等の保険料軽減に要した費用について、(3)の高額医療費県負担金は、高額な医療費の発生による財政リスクを軽減するための費用について、それぞれ後期高齢者医療広域連合や市町村に交付する県負担金でございます。

国保・高齢者医療課は以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○新谷健康づくり推進課長 健康づくり推進課です。

説明資料の34ページをお願いします。

主な事業について御説明します。

まず、健康づくりの推進です。

説明欄1の健康長寿推進事業は、県民の健康づくりの意識醸成や企業等の健康経営を推進するための普及啓発等を行う事業です。

2の糖尿病医療の均てん化・ネットワーク支援事業は、糖尿病の発症予防や重症化予防のため、医療スタッフの養成や2次医療圏域ごとの連携体制の整備を進めるための事業です。

4の歯科保健推進事業は、フッ化物洗口による虫歯予防対策など、県民の歯の健康づくりを推進する事業です。

5の健康食生活・食育推進事業と――次のページをお願いします。35ページの6の新規事

業ですが、地産地消をはじめとした食育の推進事業は、健康的な食生活、食育の観点から、県民の健康づくりを推進する事業です。

次に、がん対策の推進です。

説明欄2のがん診療施設・設備整備事業は、がん診療を行う医療機関の施設整備等へ助成を行う事業です。今年度は7施設を予定しております。

説明欄3のがん緩和ケア提供体制整備事業は、緩和ケアに関する専門医の育成や体制整備を進める事業です。

4のがん相談機能向上事業は、拠点病院等に配置しているがん相談員の研修や相談支援体制の整備を進める事業です。

36ページをお願いします。

難病対策等の推進です。

1の指定難病医療費は、難病患者の方々の負担軽減のため、医療費の一部を公費負担するものです。

なお、この公費負担に係る事務は、法律により、今年度4月から熊本市へ移譲しているため、県予算は前年度よりも約10億円の減額となっております。

続きまして、2の難病相談・支援センター事業は、難病患者の方や御家族の方からの日常生活における相談や就労についての相談など、さまざまな相談をお受けする事業です。

4の新規事業、アレルギー疾患対策推進事業は、アレルギー疾患に係る拠点病院の選定や関係機関による協議会の設置など、アレルギー疾患対策の体制整備を進める事業です。

次に、原子爆弾被爆者対策の推進です。

原爆被爆者特別措置費は、原爆に被爆された方で病気等の状態にある方へ健康管理手当などの各種手当の支給を行う事業です。現在、約1,000人の方に被爆者健康手帳を交付しています。

最後に、ハンセン病問題対策の推進です。

ハンセン病事業費は、ハンセン病問題についての正しい理解を深めるため、県民を対象

とした普及啓発を行う事業です。

健康づくり推進課は以上です。

よろしく願いいたします。

○大川薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

37ページをお願いします。

まず、項目の1つ目、生活衛生関係営業施設の振興及び衛生対策についてです。

2の新規事業、住宅宿泊事業適正運営確保事業につきましては、来る6月15日に施行されます住宅宿泊事業法に基づき、事業者からの届け出や報告の受理及び事業者に対する指導監督等を実施し、事業の適正な運営を図るものでございます。

3の生活衛生営業振興対策事業につきましては、公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターが実施いたします経営相談や研修事業などへの助成を通じて、経営安定や衛生水準の向上を図ってまいります。

38ページをお願いします。

項目の一番上の献血推進対策についてです。

医療に必要な血液を確保するため、広く県民の皆様へ啓発活動を行うとともに、特に若年層献血者確保対策といたしまして、大学生組織との連携や高等学校への献血セミナーや学校献血の実施要請を積極的に行い、将来の献血者確保を見据えた取り組みを行ってまいります。

次に、項目の2つ目、臓器移植・骨髄移植対策についてです。

移植医療を推進するため、県の臓器移植コーディネーターなどの活動強化や臓器提供体制の整備などに努めるとともに、公益財団法人熊本県移植医療推進財団と連携をいたしまして、普及啓発活動を推進いたします。

項目の3つ目、薬事許認可のうち新規事業、薬局機能情報提供システム開発・導入事業は、県内の薬局から報告される薬局機能情

報につきまして、検索機能を備えた報告から情報提供までを一体的に行うシステムを新たに開発、導入することで、県民が薬局を適切に選択できるようにしてまいります。

39ページをお願いいたします。

項目の1つ目、薬物乱用防止対策についてです。

1の薬物乱用防止事業では、青少年層に薬物乱用が広がらないよう、県警や教育委員会などと連携をいたしまして、小中学校、高等学校で薬物乱用防止教室を開催することで、薬物の正しい知識の普及を図り、薬物乱用を許さないくまもとづくりを進めてまいります。

項目の2つ目、後発医薬品の普及啓発についてです。

後発医薬品の安心使用促進及び普及啓発事業では、県内主要病院での後発医薬品採用リストの更新や講習会の開催等を行うことで、県民や医療従事者が安心して後発医薬品を使用できる環境づくりを進めてまいります。

最後に、在宅医療の推進についてです。

薬局薬剤師による在宅医療を推進するため、公益社団法人熊本県薬剤師会が行う在宅訪問薬剤師支援センターの運営費について助成を行うものです。

薬務衛生課は以上でございます。

○高野洋介委員長 次に、病院事業管理者から総括説明を行い、続いて担当課長から資料に従い説明をお願いいたします。

初めに、三角病院事業管理者。

○三角病院事業管理者 病院局でございます。

資料の説明に先立ち、私からは、県立こころの医療センターの役割と現在力を入れている事業並びに病院経営の概要について御説明申し上げます。

まず、当センターの本県における精神科医

療の中核病院としての役割についてでございます。

1点目は、セーフティーネット機能です。これは、措置入院など民間では対応が困難な患者の受け入れや、薬物依存など専門性が必要な患者の治療を行う機能です。

2点目は、政策的・先導的精神科医療を推進する機能です。現在力を入れているものは、患者の地域移行支援と児童・思春期医療の2つです。

患者の地域移行支援につきましては、平成26年4月から、院内に地域生活支援室を設置し、支援室のスタッフを中心に、退院後のサポートを行っております。

児童・思春期医療につきましては、平成24年4月から実施しておりますこころの思春期外来に加え、本年2月には専用の入院施設を開設いたしました。近年、ニーズが高まっている児童・思春期医療について、今後とも積極的に取り組んでまいります。

次に、病院事業の経営の概要についてでございます。

ただいま御説明いたしましたとおり、県立病院として、県内精神科医療のセーフティーネット機能や政策的・先導的機能を担っていくためには、収支が厳しい分野に取り組んでいく必要がありますが、一般会計からの繰入金に過度に頼ることのないよう、中期経営計画を策定し、経費の削減とさらなる医療収益の確保に努めております。今後ともしっかりと取り組んでまいります。

以上が当センターの概要でございますが、詳細につきましては、総務経営課長が説明いたしますので、よろしくようお願い申し上げます。

○高野洋介委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いいたします。

緒方総務経営課長。

○緒方総務経営課長 病院局総務経営課であります。

41ページをお願いいたします。

平成30年度の病院局における主要事業等があります。

まず、病院の概要であります。

開設時期、所在地につきましては、資料記載のとおりであります。病床数は200床、平成20年4月から50床を休床し、現在、肺結核合併症のための病床10床を含む150床で運営をしております。

次に、中段、第3次中期経営計画の主な内容であります。

この計画は、センターの基本理念及び熊本復旧・復興4か年戦略、第7次熊本県保健医療計画に基づき、第2次計画の成果と課題を踏まえて策定した計画であり、センターが進むべき方向性を示したものであります。計画期間は、第7次熊本県保健医療計画に合わせて、平成30年度から35年度までの6年間としております。

順に御説明いたします。

1、県立の精神科医療機関の役割として、セーフティーネット機能の維持、充実を図るとともに、児童・思春期医療と政策的・先導的精神科医療に積極的に取り組むこととしております。

具体的には、セーフティーネット、すなわちほかの病院では受け入れが困難な患者さんの受け入れや、先導的な精神科医療として児童・思春期精神科医療等に取り組めます。

2、医療の質の向上と安全を確保し、患者や家族等との相互協力のもと、利用者の立場に立った医療の提供を行ってまいります。

具体的には、医療スタッフの確保、医療安全管理対策等に取り組めます。

3、国が進める「入院医療中心から地域生活中心へ」という方向に沿って、患者の社会生活に向けた支援の充実を図り、短期治療型の病院を目指します。

具体的には、さまざまな職種の医療スタッフによる地域生活支援等に取り組めます。

4、精神科医療を支える人材の教育、研修の推進やD P A Tの派遣を含む精神科災害医療への対応等、地域に貢献できる病院を目指します。

具体的には、県内精神科医療を支える人材の研修やセンターの人材を活用した地域貢献に取り組めます。

5番目が、これらの基本方針を実現するため、職員の勤務環境を改善していくとともに、運営体制を強化し、安定した経営基盤を確立いたします。

具体的には、これまでに引き続き、効率的な業務運営に努め、安定した経営基盤の維持、向上や職員の勤務環境の改善等に取り組めます。

続きまして、43ページをお願いいたします。

平成30年度当初予算であります。

第3次中期経営計画に掲げる病床利用率や1日の平均外来患者数等に基づき、予算を編成しております。内訳を記載しておりますが、40ページに総括を記載しておりますので、そちらのほうで御説明差し上げたいと思います。

恐れ入ります。40ページをお願いいたします。

まず、病院会計についてですが、病院会計、これは収益的収支と資本的収支があります。下の(注)に記載しておりますが、収益的収支というのは、1事業年度の企業の経営活動に伴って発生する全ての収益と費用、資本的収支は、建物、施設の建設や企業債の元利償還などの費用、そしてその財源となる収入を言います。

総括表の左側、収益的収支であります。

収入は、17億2,100万円余、第3次中期計画に基づく患者等をもとに見込んだ収益と一般会計からの負担金等であります。支出は、

17億2,000万円余、運営費用を計上しております。

続きまして、資本的収支であります。収入はゼロであります。内部留保資金により対応することとしております。支出は、3億1,700万円余、当院建設当時の企業債元金の償還や施設整備の更新費等を計上しております。

病院局からは以上であります。

○高野洋介委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、主要事業等について質疑を受けたいと思います。質疑を受けた課は、課名を言われて、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。

○西聖一委員 西でございます。12年目にしまして初めて厚生常任委員会に入れさせていただきましたので、よろしくお願いたします。

ちょっと余りにも広過ぎるのであれですけども、2～3点お聞きしたいのが、まず、5ページ目の犬の愛護関係です。

昨年から非常に質問も上がって、一生懸命取り組んでいただいているところでございますが、ちょっときょう聞いてほしいと言われたのが、県庁で犬、猫の譲渡会をされますよね。ことしから、何かどこかの民間に委託して譲渡会をするのではという話が聞こえてきたので、もしそういう話があるならどういうことかなということをお聞きしたいんですが。

○厚地健康危機管理課長 昨年、県庁プロムナードで、民間といいますか、県内の動物愛護団体と初めての合同譲渡会をやりました。もしかしたら、そのことを言ってらっしゃるのかもしれませんが、その譲渡会をやるに当たりまして、事前のPRですとか、あるいは当日の運営、そういったことをやる必要がございましたので、コンペをお願い

するところを決めて委託したものがございます。今年度も引き続き、啓発予算はいただいておりますので、その中で合同譲渡会もやろうというふうに考えておりますので、その流れで今年度も同じような形で、我々ではできない部分を民間に委託してやらなければならないと思っておりますので、そのことかと思っております。

○西聖一委員 昨年からそういう形式をとって、コンペ形式で民間の協力もいただいているということで理解していいですか。

○厚地健康危機管理課長 そうです。はい。

○西聖一委員 はい、ありがとうございます。

もう1点いいですか。

○高野洋介委員長 はい、どうぞ。

○西聖一委員 24ページのひきこもり対策でちょっとお尋ねです。

これも、もう以前から問題になっているんですが、6番目の推進事業の中で取り組んでいらっしゃるんですが、現在、このひきこもりの数値って減ってきているのかどうなのかということ、そもそもこの数字ってどうやって把握しているのかをちょっとお尋ねしたいと思います。

○永友障がい者支援課長 実際のひきこもりの人数というのは、統計としては把握をできておりませんで、ひきこもりの地域支援センターというのを精神保健福祉センターのほうに設置しておりますので、そこで専用の電話の相談等を受け付けておまして、相談件数については、平成26年が118人、平成27年度が134人、平成28年度が128人ということで、大体120人前後で推移しているという状況でござ

ざいます。それから、もう1つ、来所相談ということでやっておりまして、来所相談のほうも大体60人から80人程度で相談に来られているという状況でございます。

○西聖一委員 はい、わかりました。じゃあ、県としては、そういう窓口を設けてそういう方は対応しているということで了解していいですか。全体をするということではなくて。

○永友障がい者支援課長 今申し上げたひきこもり地域支援センターのほうに、専任のひきこもり支援コーディネーターということで、職員を2名は配置をして対応をしているという状況でございます。

○西聖一委員 はい、わかりました。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○岩下栄一委員 いろいろ貧困の問題が幾つか挙げられていて、貧困児童とか、あるいは貧困家庭とか、自分のことを言われているような感じがしますがけれども、生活保護の受給世帯は、熊本県でどのくらいあるんですか。

○島川社会福祉課長 社会福祉課でございます。

平成29年11月現在で、県全体ですけれども、1万9,641世帯、人数でいうと2万5,392人でございます。

○岩下栄一委員 ああ、そうですか。生活保護受給世帯よりもさらに貧困な家庭が3倍ぐらいあると、よくちまたで言われておりますけれども、その現状はどうでしょうかね。生活保護世帯以下の生活水準。

○島川社会福祉課長 そういうふうな話は聞

いておりますけれども、ただ、現実的には、国から県、調査数値等は出しておりません。わかりません。

○岩下栄一委員 生活保護世帯の世話なんか民生委員がされるわけだけれども、民生委員は充足しているんですかね、今。

○島川社会福祉課長 社会福祉課でございます。

平成30年1月現在の数値でございますけれども、民生委員の定数が2,777人で、充足率が98.1%、欠員が53名です。

○岩下栄一委員 民生委員制度が、ことし100周年と言われておりますけれども、何か民生委員のなり手がいないというところも随分あるようですね。私らの区域では、民生委員のなり手がなかなかいないんですよ。そういう問題を県としてどう対応してくださるか。

○島川社会福祉課長 民生委員のなり手不足の理由というのは、いろいろあると思いますけれども、1つには、民生委員、児童委員の仕事の内容というか負担というか、そういうものが非常に重くなっているのではないかと。もう一つは、無報酬、献身的な地域活動というのがなかなか、地域住民とかあるいはなり手の方に理解されているのではないかと。いうふうに思っております。

そういう意味で、なり手不足の問題につきましては、一義的には民生委員推薦会等を所管しておる市町村の業務課題ではあるのかなというふうには思っておりますけれども、県としても、その民生委員負担軽減のために、新任民生委員の研修とか、あるいは二千何百名の振興局ごとの一般研修とか、そういうことで民生委員の資質の向上をしていくというふうなことを行っております。

それとあと、市町村社協さんの中にも、福祉協力員さんとか、いろいろ町の中に専任されている方もいらっしゃると思いますので、そういう方と連携しながら、民生委員の負担を少しでも軽くできるようなことができないかというふうには思っております。

以上です。

○岩下栄一委員 民生委員のなり手不足の理由の一つに、民生委員が、いろんな便利屋、町内会なんかの便利屋に使われるというケースが随分あるということで、もう民生委員なんか引き受けたら大ごとという声が随分あるんですね。だから、やっぱり研修なんかで、民生委員本来の仕事はここまでですというのをずっと教えていただいて、自覚を持ってもらうほうがいいと思います。よろしく願いしときます。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○小早川宗弘委員 資料の24ページですけれども、障がい者支援課。

この資料の4番、発達障がい者支援センター事業についてちょっと質問がありますけれども、北部と南部、予算額は5,392万円というふうなことで、これは人件費も入っているのかどうかということと、最近の傾向として、利用者が非常にふえてるというふうなことを聞いておりますけれども、それぞれどれぐらいの利用者がいるのか。相談件数でも構いませんけれども、1つの指標でもいいですけれども。それと、ここ2～3年でやっぱり増加しているのか。そういう増減傾向が、どういうふうな、どれぐらい伸びているのかというのをちょっと教えてください。

○永友障がい者支援課長 経費については、人件費を含んでおります。それから、北部と南部を設置しておりますけれども、相談、活

動件数といたしますか、というのは年々ふえてきているという状況で、平成29年はちょっと途中までですので、平成28年度で、北部のほうは2,339件、南部のほうは1,531件ということで、南部のほうは、25年に八代のほうに開設していますけれども、当初からすると大幅にというか、368件でしたので、5倍程度にどんどんふえてきているというような状況でございます。

○小早川宗弘委員 北部のほうは、この3年同じぐらいの……。

○永友障がい者支援課長 北部につきましては、ここ5年を見ますと、ちょうど5年前が、平成23年が2,000件程度ですので、300件程度ふえているという状況でございます。

○小早川宗弘委員 特に南部のほう、相談件数とか、あるいは利用者がふえているというふうなこと。私も、地元も含んだ形での支援センターの活動ということで、ちょっとこの前、関係者の方、利用者の方ですけれども、うわさをいろいろ聞きましたけれども、とにかくそういう相談件数、利用者がふえているというふうなことで、なかなか、活動も今の体制では行き詰まっているのではないだろうかというふうな話を聞いております。

特に、この南部のほうは——北部のほうは、熊本市を除くエリアですよね。北部、大津を中心とした阿蘇とか、エリア的に、面積的にも、ある程度賄えるエリアではないか。ただ、南部のほうは、水俣、人吉・球磨、そして天草もあるというふうなことで、非常に大変だというふうなことも聞いておりますので、ここの対策をやっぱり強化していくことが今後の課題というふうに思いますので、また何かいろいろとそういうふうなことを念頭に置いて、また、この1年間、いろいろな支援、サポートというのをお願いしたいという

ふうに思います。

○高野洋介委員長 要望でいいですか。

○小早川宗弘委員 要望でいいです。

○松野明美委員 済みません、関連で。

私も相談をしたことがありまして、市のほうなんですけれども、当時、発達障がい者支援センターに行って、相談が4カ月待ちと言われまして、相談を待っている間に、また新しい悩みと申しますか、相談が生まれてきまして、大変だったという思い出があるんですけれども、北部と南部は今何カ月待ちぐらいで相談ができるのかなと。

○永友障がい者支援課長 松野委員、今おっしゃられたのは、熊本市のほうが……。

○松野明美委員 はい。4カ月待ちと言われたんですけれども、この北部と南部は。

○永友障がい者支援課長 済みません、北部と南部の待ち日数のほうは、今私がちょっと把握しておりませんので、申しわけございません。ちょっと確認はしておきます。

○松野明美委員 じゃあ、後日わかったら、ちょっと教えていただければと思います。4カ月待ちのときに、本当はかなり待ったというものがありまして、生まれてすぐで、ちょっと相談をするほうなんですけれども、また本当にどんどんと相談したいなということがふえてきたという思い出があるものですから、ぜひ後日お願いいたします。

○永友障がい者支援課長 済みません。ちょっと確認ですけれども、相談のほうということでよろしい……。

○松野明美委員 私は、相談をするほうですね。

○永友障がい者支援課長 ですね。医療、診察のほうではなくてということで。

○松野明美委員 生活の中でいろんな悩みが出てくるんですけれども、相談をするほうで4カ月待ちと言われて、小早川先生がおっしゃったように、ちょっと相談体制のほうがどうなのかなと思ったことがあったものですから。

○永友障がい者支援課長 わかりました。後日御報告させていただきます。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○西聖一委員 児童相談所の関係なんですけれども、20ページになります。

いろいろ議会でも質問させていただいて、人が少ないから定員を何とか配置をとということで、お聞きしていたら、2名ほど増員いただけるという話で非常に喜んでいたんですが、4月以降、何かいろいろ事情があって、逆にやめる方のほうが多い話が聞こえてきて、さらにまたそれを補うために、今非常勤とか職員を募集しているという話もお聞きしたんですが、今どういうふうな状況になっているかというのと、あと関連で、里親推進も今取り組まれておるんですが、里親は、基本的に1年間ずっと預かる、基本的にずっと預からなければなりませんけれども、よその県では週末だけ預かるような里親制度も導入されているようなんですが、そこら辺の取り組みがあるのかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

○木山子ども家庭福祉課長 今お尋ねいただきました、まず1点目の児童相談所の体制で

ございますが、委員御指摘のとおり、ちょっと内部的にやめられた方というのがいらっしゃったものですから、内部的に今そこを補うために、工夫をしながら人員の配置をして対応できるように、そこは工夫をしているところでございます。

それと、里親のほうでございまして、里親支援につきましては、確におっしゃるとおり、1年間通してずっと里親の方に委託をして受け入れていただいているんですが、週末だけの里親というような取り組みにつきましても、実際、今一部で取り組みを行っております、済みません、数字のほうはちょっとまだ把握しておりませんが、そのあたりはいろんな形を里親として支援していったところでございます。

○西聖一委員 はい、わかりました。よろしくお願いいたします。

○高野洋介委員長 ほかにございせんか。

○岩下栄一委員 薬務衛生課ですけども、移植医療のコーディネーター、今も日赤にお1人ですか。

○大川薬務衛生課長 薬務衛生課でございませぬ。

県の移植医療のコーディネーターは、日赤に1名、それと後任者を育成しております、昨年でその研修が終わったということで、今年度、移植医療の資格取得に向けて進めているところでございます。

○岩下栄一委員 県内でもやっぱり移植医療を希望する人が、肝移植とか骨髄移植とか多いとでしょうね。

○大川薬務衛生課長 移植につきましては、県内大部分は腎臓移植を希望される方が多い

というふうに聞いております。

○岩下栄一委員 わかりました。もう1点よかですか。

医薬品の販売の問題ですけども、今医薬品が物すごいいろんな種類が出回って、販売者が医薬品の知識や情報がなくてお店に立っていると。薬を買いにきた人が、これはどがんねと聞いても説明できないというような現象があちこちで見受けられます。そうした医薬品販売を啓発というか、レベルアップというか、そういうことについては何か対応されておりますか。

○大川薬務衛生課長 薬務衛生課でございませぬ。

お話の資格者につきましては、登録販売者という資格者のことをお話いただいていると思いますけれども、資格者につきましては、研修を受ける義務が課されておまして、機会を見つけて研修を受けるようにということで指導を行っております。

○岩下栄一委員 今膨大な数の医薬品がちまたにあふれて、だから薬の知識がやっぱり十分追いついていないんじゃないかなと思うんですね。その点はどうですか。

○大川薬務衛生課長 市中に出回ってます一般用医薬品につきましては、医療用と比べて比較的作用が弱いといいますが、緩和なものになっておりますので、通常、使われる成分はある程度固まっております。それについて説明ができないということであれば、その資格者に問題があるというふうに考えておりますので、研修を充実させてまいりたいと思います。

○岩下栄一委員 以前、風邪薬の副作用で亡くなった人がいるんですね。ステイプン

ス・ジョンソン症候群で、結局、難病指定になりましたけれども、そういうこともありますので、風邪薬といったって油断できないというような今の世の中ですから、ぜひ薬販売の管理というか指導をよろしく願いしておきます。

○高野洋介委員長 要望でいいですか。

○岩下栄一委員 はい。

○高野洋介委員長 ほかにありませんか。

なければ、以上で質疑を終了いたします。

次に、その他で委員から何かありますか。

なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

これをもちまして、第2回厚生常任委員会を閉会いたします。

午後3時21分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

厚生常任委員会委員長